



# 酒田市国民健康保険に加入されている方へ 高額療養費制度のご案内



## ■「高額療養費制度」とは

▼対象者：月の自己負担限度額を超えて医療費を支払った被保険者の方が対象です。

▼対象の医療費：暦月ごと月の1日から月末までの健康保険適用の医療費が対象です。

※差額ベッド代や入院時の食事代、その他実費負担分は対象外となります。

≪70歳未満の方≫…医療機関ごとに、21,000円以上の支払いがあったものを計算します。

ご注意ください ⇒ 同一医療機関であっても、外来と入院、歯科は別計算です。

≪70歳から74歳の方≫…医療機関及び金額の区別はなく、全て合算します。

▼申請について：該当する方には申請書を送付しますので、必要事項を記入の上返送してください。

## ■高額療養費の自己負担限度額 (R8.8.1改正)

☆過去12か月間の間に、高額療養費に該当した月が4回以上あった場合、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられます。

☆令和8年8月より年間上限額が設定されました。

### ≪70歳未満の方≫

| 所得区分         |   | 総所得金額等<br>(※1)    | 自己負担限度額                            |          |            |
|--------------|---|-------------------|------------------------------------|----------|------------|
|              |   |                   | 年3回目まで                             | 年4回目以降   | 年間上限       |
| 上位所得者<br>世帯  | ア | 901万円超            | 270,300円＋<br>(医療費－<br>901,000円)×1% | 140,100円 | 168万円      |
|              | イ | 600万円超<br>901万円以下 | 179,100円＋<br>(医療費－<br>597,000円)×1% | 93,000円  | 111万円      |
| 一般           | ウ | 210万円超<br>600万円以下 | 85,800円＋<br>(医療費－<br>286,000円)×1%  | 44,400円  | 53万円       |
|              | エ | 210万円以下           | 61,500円                            | 44,400円  | 53万円<br>※2 |
| 住民税<br>非課税世帯 | オ |                   | 36,900円                            | 24,600円  | 29万円       |

※1 世帯に属するすべての国保被保険者の総所得金額等を合算した額

「総所得金額等」＝総所得金額－住民税の基礎控除額(43万円)

※2 総所得金額等が86万円未満であることが確認できた場合は、年間上限41万円

◎住民税非課税世帯：世帯主と国保被保険者が、住民税非課税の方。

### ≪70歳～74歳までの方≫

| 所得区分                |       | 課税<br>所得金額              | 自己負担限度額                            |                 |          |            |
|---------------------|-------|-------------------------|------------------------------------|-----------------|----------|------------|
|                     |       |                         | 外来(個人ごと)                           | 外来＋入院<br>(世帯ごと) | 年4回目以降   | 年間上限       |
| 現役並み<br>所得者<br>(※4) | 現役並みⅢ | 690万円以上                 | 270,300円＋<br>(医療費－901,000円)×<br>1% |                 | 140,100円 | 168万円      |
|                     | 現役並みⅡ | 380万円以上<br>690万円未満      | 179,100円＋<br>(医療費－597,000円)×<br>1% |                 | 93,000円  | 111万円      |
|                     | 現役並みⅠ | 145万円以上<br>380万円未満      | 85,800円＋<br>(医療費－286,000円)×<br>1%  |                 | 44,400円  | 53万円       |
| 一般                  |       | 145万円未満                 | 22,000円<br>(年間上限<br>216,000円)      | 61,500円         | 44,400円  | 53万円<br>※3 |
| 低所得者                | 区分Ⅱ   | 住民税<br>非課税世帯            | 11,000円<br>(年間上限<br>96,000円)       | 25,700円         | 24,600円  | 29万円       |
|                     | 区分Ⅰ   | 住民税非課税世帯で、且つ所得<br>が一定以下 | 8,000円                             | 15,700円         |          | 18万円       |

※3 課税所得金額が28万円未満であることが確認できた場合は、年間上限41万円

※4 70歳以上75歳未満の国保被保険者のうち、1人でも住民税課税所得が145万円の人が同一世帯にいる方は、現役並み所得者の区分に該当します。



# みんなの国民健康保険～こんな制度もあるのん～



マイナ保険証の利用で、限度額認定証等が無くても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。  
※ただし、非課税世帯の方が入院時の食事代の減額を利用する場合は、引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

## ▼限度額適用認定証

入院や高額な治療を受ける際『限度額適用認定証』を医療機関の窓口に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額（※１）までとなります。

- ◆交付対象者：① 70歳未満の方全員  
② 70歳～74歳の方は、所得区分が『区分Ⅰ』、『区分Ⅱ』、『現役並みⅠ』及び『現役並みⅡ』に該当する方
- ◆申請に必要なもの：申請対象者の資格確認書またはマイナンバーカード、申請される方の本人確認ができるもの

70歳～74歳で、所得区分が『一般』又は『現役並みⅢ』に該当する方は受診時にマイナ保険証や資格確認書を提示するだけで自己負担限度額までの支払いとなるため、限度額適用認定証は交付されません。

※１…自己負担限度額は医療機関ごと（同じ医療機関でも入院・外来・歯科は別々）に適用されるため、それぞれの医療機関でいったん自己負担限度額までお支払いいただく必要があります。その結果、１か月に支払った医療費の合計が限度額を超えた場合に、高額療養費が支給される場合があります。詳細については表面をご覧ください。

## ▼標準負担額減額認定証

該当する区分の方は、入院時の食事代が右記金額へ減額されます。限度額適用認定証と一緒に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を交付します。

なお、過去１年間の住民税非課税区分に該当した期間に入院日数が90日を越えた場合、さらに減額される長期該当申請をしてください。申請した月の翌月初日から適用される新たな『限度額適用・標準負担額減額認定証』を交付します。

- ◆交付対象者：住民税非課税世帯に属する被保険者
- ◆申請に必要なもの：申請対象者の資格確認書またはマイナンバーカード  
申請される方の本人確認ができるもの  
※長期該当の場合は、入院期間の確認ができる請求書や領収書など

### 入院時の食事代の標準負担額（１食あたり）

| 一般加入者                   |           | 550円 |
|-------------------------|-----------|------|
| 限度額適用認定証の区分が『オ』、『区分Ⅱ』の方 | 90日までの入院  | 270円 |
|                         | 90日を超える入院 | 220円 |
| 限度額適用認定証の区分が『区分Ⅰ』の方     |           | 130円 |

※R8.6.1より改正されました。

## ▼高額療養費貸付制度

マイナ保険証または限度額認定証等を利用せずに入院や高額な治療を受けた場合、本来、医療費の支払い後に申請し受け取る『高額療養費』を、医療機関へ支払う前に『貸付』という形で一部（高額療養費のおよそ9割）をお貸しする制度です。高額療養費に該当するような高額な医療費で、医療機関への支払いが困難な方は一度ご相談ください。

《お問い合わせ先》  
酒田市役所国保年金課国保係 0234-26-5727  
松山総合支所市民福祉係（代表） 0234-62-2611

八幡総合支所市民福祉係（直通） 0234-64-3112  
平田総合支所市民福祉係（直通） 0234-52-3913